

別表第1 固定型内燃機関（第2条）

固定型内燃機関の種類	使用の方法	規 模
ガスタービン ディーゼル機関 ガス機関	常 用	燃料の燃焼能力が重油換算で 10L/h 以上であること。

備考1 常用の固定型内燃機関とは、非常用の施設（停電時、災害時及び事故時に専ら用いるもの）以外の施設をいう。

2 この要領の施行日以降に非常用から常用に変更する場合に合っては新設と見なし、変更した日を設置日とする。

3 燃料の量の重油への換算方法は、昭和52年大阪府告示第1322号の第1の4の（2）に基づいて算出すること。

別表第2 指導基準値（第3条第1項）

固定型内燃機関		指導基準値【単位：ppm（O ₂ =0%）】		
		平成元年2月1日から平成4年3月31日までに設置	平成4年4月1日から平成9年3月31日までに設置	平成9年4月1日以降に設置
種類	規模			
*1 ガスタービン	2万kW以上 15万kW未満	150	100	30
	6千kW以上 2万kW未満			50
	2千kW以上 6千kW未満			*3 80
	2千kW未満			100
ディーゼル機関		500	300	300
*2 ガス機関	650L/h以上	300	200	50
	150L/h以上 650L/h未満			*4 100
	50L/h以上 150L/h未満			150
	50L/h未満			

備考1 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しない。

2 平成9年3月31日以前に設置された燃料の燃焼能力が重油換算で10L/h以上、30L/h未満の施設については、当分の間適用しない。

3 ガスタービンの定格の発電出力が15万kW以上の施設については、別途市長と協議するものとする。

4 *1：規模は定格の発電出力を示す。

*2：規模は燃料の燃焼能力を重油換算で示す。

5 *3：平成12年3月31日までに設置されたものについては、85ppmを適用する。

*4：平成12年3月31日までに設置されたものについては、120ppmを適用する。

別表第3 窒素酸化物濃度等の測定

1 測定方法

窒素酸化物濃度	日本産業規格（以下「規格」という。）K0104 に定める方法により行うこと。
酸素濃度	オルザット法及び規格 B7983 により測定すること。

2 測定頻度

	排出ガス量 *2	測定頻度
*1 特定工場等に設置される 固定型内燃機関	4万m ³ /h 以上で下記以外 のもの	常時
	4万m ³ /h 以上で環境庁長 官の定める場合（昭和57年 環境庁告示第50号）	1回/2ヵ月以上
	4万m ³ /h 未満	2回/年以上 *3
特定工場等以外の 工場・事業場に設置される 固定型内燃機関	4万m ³ /h 以上	1回/2ヵ月以上
	4万m ³ /h 未満	2回/年以上 *3

*1 特定工場等とは、燃料・原料の使用能力が重油換算値で2kL/h以上の工場・事業場をいう。

*2 温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガスの最大量とする。

*3 1年間に6ヵ月以上継続して休止する施設については、1回/年以上とする。